

ご家族が亡くなれた時の手続きチェックリスト

	亡くなった方についてご確認ください	該当	主な手続き	受付窓口
火葬等 戸籍		☐	死亡届の提出 火埋葬許可申請	市民課戸籍チーム 本館1階3番窓口
住民異動	世帯主であり、かつ同一世帯に15歳以上の方が二人以上いる	☐	世帯主変更	市民課住民記録チーム 本館1階4番窓口
証明書の請求	住所が高槻市であり、住民票の除票が必要である。	☐	住民票の請求	市民課証明チーム 本館1階5番窓口
	本籍地が高槻市で、戸籍謄本等が必要である。 本籍地が他市区町村の場合は、本籍地の役所へお問い合わせください。	☐	戸籍全部事項証明書・改製原戸籍・除籍謄本の請求	市民課証明チーム 本館1階5番窓口
年金	年金を受給していた 国民年金または厚生年金(共済年金含む)に加入していた。 受給されていた年金の種類や加入されていた年金制度等により、手続き先や必要な書類が異なります。まずは、吹田年金事務所へご確認ください。一部、手続き先が市役所や共済組合となる届出もあります。	☐	各種年金手続き	吹田年金事務所 市民課年金チーム 本館1階1番窓口
健康保険等	後期高齢者医療制度の被保険者である	☐	葬祭費の申請 保険証等の返還	国民健康保険課 本館1階12番窓口
	国民健康保険の加入者である	☐	葬祭費の申請	国民健康保険課 本館1階11番窓口
	故人が被保険者または世帯主して記載された国民健康保険証がある	☐	保険証等の返還(郵送可)	国民健康保険課 本館1階9番窓口
	65歳以上又は介護認定を受けていた場合	☐	介護保険証等の返還	長寿介護課 本館1階7番窓口
高齢福祉	70歳以上で青色の無料高齢者バスICカードを持っていた。	☐	高齢者バスICカードの返還	長寿介護課 本館1階7番窓口
	70歳以上で灰色の割引高齢者バスICカードを持っていた。	☐	高齢者バスICカードの清算、返還	市営バス営業所及び案内所

障がい福祉	障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳を持っていた	☐	障がい者手帳等の返還	障がい福祉課 本館13番窓口
	特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・特別障がい者手当・経過的福祉手当の受給者もしくは受給者の監護者だった	☐	受給者の死亡届及び未払金の清算	障がい福祉課 本館13番窓口
子ども	児童手当又は児童扶養手当の受給者または対象児童である。 子ども医療費助成又はひとり親家庭医療費助成受給者である。	☐	資格の変更・喪失等 医療証の返却	子ども政策課 総合センター7階
	亡くなった方の世帯に幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業に入所している児童がいる	☐	保護者の変更 保険料の額改定等	保育幼稚園事業課 総合センター7階
税金	市府民税が課税されていた	☐	代表相続人届出	市民税課 総合センター1階25番
	高槻市内に土地や家屋を所有していた 故人が市内に所有している土地・家屋の一覧を確認したい	☐	代表相続人届出 土地家屋総合名寄帳の請求	資産税課 総合センター1階24番
	故人が市内で所有している土地・家屋の評価証明書が必要	☐	評価証明書の取得	税制課 総合センター1階23番
	高槻市のナンバープレートのついたバイクや小型特殊自動車を所有していた	☐	名義の変更、廃車手続き等	税制課 総合センター1階22番